

協愛媛支部発第 200130-02 号

令和 2 年 1 月 30 日

愛媛県社会保険労務士会長 様

全国健康保険協会愛媛支部長



社会保険労務士から提出代行された申請書等の取扱いについて

平素より当協会の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では社会保険労務士の皆様より提出代行された申請書等提出手続きの取扱いの明確化を図るため、令和 2 年 3 月 1 日より全国各支部での取扱いを下記のとおり統一させていただきます。

つきましては、貴会会員の皆様方へ手続きの徹底方ご周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 申請書等返戻時の取扱いについて

社会保険労務士が提出代行した申請書等に不備があった場合は、原則、申請者に返戻させていただきます。

ただし、申請書等の提出代行者欄に住所の記載がある場合は、社会保険労務士へ返戻させていただくことも可能です。

社会保険労務士あてに返戻を希望する場合は、提出代行者欄に住所を追記してください。

なお、住所を追記された場合であっても、擦れや滲み等で判読できないものは、申請者あてに返戻させていただきます。



2. 申請書等の写しの返却時の取扱いについて

提出された申請書等の写しの返却を希望する場合は、必要な切手を貼付した返信用封筒（マイナンバーが記載された申請書等の場合は、特定記録郵便料金の切手）と申請書等の写しを添付してください。用意いただいた申請書等の写しに受付印を押印させていただきます、返却させていただきます。

以上

〒790-8546

松山市千舟町 4-6-3 アヴァンサ千舟 1F

全国健康保険協会愛媛支部

業務グループ 段

☎089-947-2109